

港湾利用拡大促進事業費補助金

船川港の利用を拡大しようとする事業者又は新規に貨物を取扱う事業者に対し、取扱いにより生じた物揚場、岸壁、野積場等の港湾施設使用料の実績に応じ一定額を助成します。

補助対象者

- ・ 原油を除く貨物の授受のために船川港を利用する法人で、国内に事業所を有し、継続して事業活動を行う者
- ・ 男鹿市税を滞納していない者
- ・ 船会社又は商社等の荷主との契約により、実質上の荷主であることが確認できる場合は、実質上の荷主を補助対象者とします。

補助対象経費

秋田県条例の規定による船川港の港湾施設の内、下記に係る使用料

- (1) 係留施設の内、岸壁及び物揚場
- (2) 保管施設の内、野積場

※ 国又は県が発注する建設工事や浚渫工事等に係る港湾施設の使用料は、補助対象経費から除外します。

補助金の額等

補助率：継続分・・・・・・・・・・補助対象経費の2分の1以内
増加分及び新規利用分・・補助対象経費の3分の2以内
(前年度の利用実績と比較します)

限度額：一者当たり250万円

申請・交付の流れ

- (1) 事業実施計画の提出 … 実施計画書、前年度の船川港の利用実績、
登記事項証明書（新規利用者のみ）
- (2) 事業計画受理通知
状況により、変更計画書提出
- (3) 交付申請・実績報告 … 交付申請書兼事業実績書、船荷証券又は荷役協定書等、
利用実績を証明する書類、未納がない証明等、
※船舶代理店証明書（実質の荷主であるとき）等
- (4) 交付（不交付）決定
- (5) 請求・交付

提出先

男鹿まると売込課（0185-24-9143）まで提出してください。